

日 時: 令和8年8月20日(木) 13時30分～15時
場 所: アバンセ4階 第一研修室

<報告事項(2)>

社会福祉法等の一部改正

社会福祉法等の一部改正

社会福祉法（抄）（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（中略）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

※ H30年の法改正により新たに盛り込むべき事項として追加 ⇒ 現計画に記載済

（2）市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項 ⇒ 現計画に記載済

（3）社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 ⇒ 現計画に記載済

（4）福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

⇒ 現計画に記載済

（5）市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※ R2年の法改正により「市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項」から改正 ⇒ 現計画に記載済

（6）地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項（新設）

※ R8年の法改正（R9施行）により福祉以外の分野との連携事項が新設 ⇒ 次期計画で記載する方向

社会福祉法等の一部改正

社会福祉法等の一部改正【地域福祉支援計画に関連する主な見直し施策】

社会福祉法108条第一項で規定されている項目（スライド2参照）
に関連する見直し施策

1 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

人口減少や高齢化が進み、生活上の課題も多様化する中、小規模市町村では、「介護・障害・こども・生活困窮などの分野ごとに対応する人を確保できない」という課題に直面。このような課題に対応するため、分野を超えて対応できる体制を整備※。

※以下の3事業を一体的に実施

- ①相談支援事業：身近な地域において、住民の生活上の課題に関する多様な相談を受け止め、住民の地域の支え合い活動を支援
- ②地域づくり事業：住民が主体となって行う地域の支え合いの活動を広げるため、分野を超えて支えるコーディネーターを配置
- ③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業：地域と福祉の支援機関の協働を強化し、課題を抱えている方を地域全体で支える仕組み

2 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題。関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みが必要。

3 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

令和6年能登半島地震では、福祉的支援の初動対応の遅れや、在宅避難者への支援の難しさが課題として指摘。高齢者や乳幼児、障害のある方など、支援を必要とする方に対し、災害時に迅速に福祉的支援を行う体制の強化が求められる。

4 その他の改正事項

- ・課題を抱える地域住民の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能。
- ・重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に、事業の目標・評価に関する事項を追加、計画の定期的な見直しを実施。
- ・福祉分野にとどまらず、消費者行政（消費者トラブルへの対応など）・防災（災害発生前からの連携）との連携を推進するため、地域福祉（支援）計画に記載する事項として位置付け。

社会福祉法等の一部改正

【参考】社会福祉法等の一部改正【その他の見直し施策】

1. 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設。

2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図る。

3. 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるよう見直し。

4. 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求める。

5. 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを実施。

社会福祉法等の一部改正

【参考】社会福祉法等の一部改正【その他の見直し施策】

6. 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとし、准介護福祉士資格を廃止。

7. ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを実施。

8. 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加。